第十八条 総会の議決は出席者の過半数をもって成立する。可否同

数の場合は議長がこれを決する。

第五章 会 計

第十九条 本会の会費は年額五○○円とする。

第二十条 本会の会計年度は四月一日より翌年三月三十一日までと

第六章 補 則

する。

の同意を要する。 第二十一条 本会則の改正は総会において出席会員の三分の二以上

第二十二条 本会則の発効は昭和五十年四月一日とする。

五○円を年額五○○円に改めることが決定されました。仕) 本年度総会において、会則第十九条に定める会費年額二

編集後記

文で、フレッシュな論が展開されている。 本号にも倦まずおとたらず歩んでいる先学、同学の力作を掲載するととができた。小森教授の西鶴論は、安永教授の「戦 時 下 の 文ることができた。小森教授の西鶴論は、安永教授の「戦 時 下 の 文とは、東田氏の紫式部日記、生井氏の近松、内田氏の有島武学」(今回は休載)ともどもおなじみとなったし、 黒沢氏のワニ氏学」(今回は休載)ともどもおなじみとなったし、 黒沢氏のワニ氏学」(今回は休載)ともどもおなじみとなったり、同学の力作を掲載するけられている。

たらずしてはげみつとむるぞ肝要』ともいう。また次の区切りをめ

次号にも多くのご投稿を期待したい。 (50・1、駒木記)稿をお寄せくださった方々に、お詫び申しあげるしだいである。紙幅の都合でやむをえず掲載できなかったものもある。せっかく原なお、本号には右の七篇を上まわる多数の力作が投稿されたが、

執 筆 者 紹 介

黒

沢

幸

玉	内	児	生	小	原
村	田	島	井	森	囲
文		伸	武	啓	敦
郎本学助教授	満平安女学院高等学校教諭	治(昭和四十八年度卒業生)	世同志社香里中・高等学校教	助本学教授	子本学嘱託講師

(表紙題字

土橋

寛

同 志 社 国文学 第 十号

昭和五十年二月一日 印刷

昭和五十年二月五日

代 編

土

橋

寛

集

者 表

同志社大学国文学会

京都市上京区烏丸今出川

同志社大学国文学会

発行 京都市南区吉祥院池ノ内町一〇 刷所 所 明文舎印刷株式会社 振替 京都二七三七

印

に一任して下さい。 載論文の数には限度がありますので、論文の採択は編集委員会 枚以内。第十一号締切は昭和五十年九月末日厳守。ただし、掲 場でありますから、進んでご投稿下さい。枚数は四百字詰三十 国文学会機関誌「同志社国文学」は、会員諸氏の研究発表の 稿 規